

高齢者のための在宅福祉サービス

～住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように～

本市では、総合的な福祉サービスとして、在宅で生活している高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生きいきとした生活を送るための支援、自立した生活を確保するために必要な支援を行います。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 在宅高齢係 ☎876-1234(内線3567)

ご存じですか？



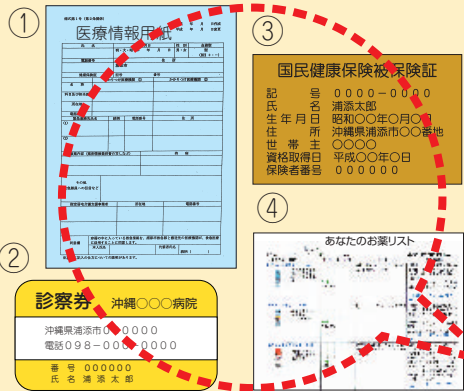
事業名	サービスの内容	利用できる方	利用料など
軽度生活援助事業	ホームヘルパーを派遣し、掃除、買い物などの軽易な日常生活の援助を行う。	65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、親族などからの援助を受けられない方で、虚弱で疾病などがあり日常生活の支援が必要な方	家事援助:1時間当たり130円 身体介護:1時間当たり300円
配食サービス事業	栄養バランスのとれたお弁当の配達(夕食のみ)を行い、自立した日常生活が送れるよう食生活の改善と健康促進を図り、同時に安否確認を行う。	65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、老衰や疾病などの理由で食事の調理が困難な方および安否確認を必要とする方	一般食:1食当たり400円 制限食:1食当たり500円 ※軽減あり
緊急通報システム事業	電話による週1回の定期コール(安否確認)を行う。また、緊急通報装置を設置し、24時間オペレーター対応の通報体制を図る。	65歳以上の単身・高齢のみ世帯で虚弱で疾病などがあり、緊急を要する方	無料
老人福祉電話設置事業	福祉電話を設置し、コミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保する。	65歳以上の日常生活に不自由の多い独り暮らしの方で、市民税が非課税の方	電話機の設置・撤去費用は市が負担し、月々の電話料金は利用者が負担する。
独居老人世帯健康飲料配達事業	独り暮らしの高齢者の自宅へ健康飲料を届け、安否の確認を行うとともにふれあいの機会をつくる。	65歳以上の独り暮らしの方	無料
外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な方をリフト付き車両により通院などの外出支援を行う。	60歳以上の在宅の方で、外出時に一般の交通機関を利用することが困難な方。外出時に介助を要し、車いすやストレッチャーを必要とする方	無料(月2回まで利用可能)
在宅介護手当支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額5,000円の介護手当を支給する。	在宅で生活する65歳以上の要介護者(※)を介護する方で、最多所得が1千万円未満の世帯に属する方(本人および介護者) ※要介護3～5またはそれに準ずる高齢者	
介護用品支給事業	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、月額6,250円の介護用品支給証を支給する。	在宅で生活する65歳以上の要介護者(※)を介護する方で、市民税非課税世帯に属する方 ※要介護4・5またはそれに準ずる高齢者	
生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、施設への短期間の宿泊により日常生活の指導支援を行う。	65歳以上で、社会的適応が困難な高齢者	1割負担
訪問介護等利用者負担額軽減措置事業	介護保険サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ)の利用者負担額(1割)のうち4割を助成する。	介護保険被保険者で、介護保険料所得段階1～3段階の方(市民税非課税世帯)	

キットに入れるもの

- ① 医療情報用紙
(緊急連絡先、かかりつけ医を記入しておく)
- ② 診察券のコピー
- ③ 健康保険証のコピー
- ④ 薬の説明書



図1



救急医療情報キット

本市では、平成22年1月から県内初の取組として、高齢者や障がい者、健康に不安のある方が急病などで救急車を呼ぶ「もしもの事態」に備え、救急医療情報キットの配布を行っています。

「もしものとき、備えて安心！」

救急医療情報キット(以下「キット」とは、急病などの緊急時に備え、あらかじめ必要な医療情報など(図1参照)を保管しておく専用の容器、キットを所有している印のステッカー・マグネットなど一式をいいます。

急病・けが・災害など二刻を争う状況では、痛みや苦しさ、動揺により、自分や家族の医療情報を正しく伝えることが困難になります。駆けつけた救急隊員がいち早く医療情報を入手し、迅速な救命処置、治療につなげることを目的にキットを配布しています。

救急医療情報キット(以下「キット」とは、急病などの緊急時に備え、あらかじめ必要な医療情報など(図1参照)を保管しておく専用の容器、キットを所有している印のステッカー・マグネットなど一式をいいます。

急病・けが・災害など二刻を争う状況では、痛みや苦しさ、動揺により、自分や家族の医療情報を正しく伝えることが困難になります。駆けつけた救急隊員がいち早く医療情報を入手し、迅速な救命処置、治療につなげることを目的にキットを配布しています。

キットの利用対象者は？

市内在住の方で次の①～③のいずれかに該当する方であれば、一人暮らしや同居の有無にかかわらずキットを利用できます。

- ① 65歳以上の方
- ② 障がいのある方
- ③ 健康に不安のある方

**どこでもらえるの？
手続・費用は？**

キットの利用は無料ですが、申込みが必要となります。申請用紙およびキットの配布は、市役所内のメディカル・インフォメーションセンター、地域支援課、福祉課や市消防本部総務課で行っています。申請用紙に必要事項(利用者、同居世帯者の氏名、住所、生年月日、申請理由、緊急連絡先、同意サイン)を記入の上、提出し、キットを受け取ります。家族や民生委員、ケアマネジャーなどの代理による申請も受け付けています。

救急医療情報キットの配布状況

本市では、本人や家族のほか、自治会長、民生委員、ケアマネジャーの代理申請など、多くの方の申請によって平成22年1月から7月までの7か月間で356件のキットの配布を行いました。

	65歳以上の方	障がいのある方 (65歳未満)	健康に不安のある方 (65歳未満)	合計
平成21年度(1月～3月)	236	5	2	243
平成22年度(4月～7月)	100	11	2	113
合計	336	16	4	356



宝くじが地域のために

浦添ハイツ自治会では、宝くじの助成金で、会議用テーブル、DVDカラオケ、テントなどの備品を整備しました。これらの備品を大いに活用し、お年寄りから小さなお子さんまで楽しく活動できるような地域づくりを行います。

※(財)自治総合センターでは毎年宝くじの普及広報活動の一環としてコミュニティの健全な発展を目的とした助成事業を行っています。

